

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてみいました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

【国保】

F-209 プレガバリン(適応)(頰椎症性脊髄症)

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

○ 取扱い

原則として、頰椎症性脊髄症の病名に対するプレガバリン錠の投与は認められる。

○ 取扱いの根拠

プレガバリン（リリカカプセル・リリカ OD 錠）の適応疾患は「神経障害性疼痛・線維筋痛症に伴う疼痛」であり、神経障害性疼痛は、痛みを伝える神経の損傷・異常によって引き起こされる疾患である。

頰椎症性脊髄症は、頰椎の変性によって脊髄が圧迫され、神経の機能が障害される状態で、頰部から手足にかけての痛みやしびれ、筋力低下、運動機能の障害が引き起こされる。痛みやしびれは、神経の関与が類推され、神経障害性疼痛をきたしているものと考えられる。

したがって、頰椎症性脊髄症に対するプレガバリンの算定は原則認められると整理した。